

20余年ぶりの基本法見直し

コロナ禍の日常化はようやくにしてある程度進んだものの、ロシア・ウクライナ戦争、相次いだ異常気象、40年ぶりともいわれる世界的インフレの進行など、思い返せば政治・経済・社会の各分野において激動の2022年が終わり、新しい2023年を迎えた。

新年を迎えるにあたって、国内農政最大の関心事は、1999年の制定以来20余年ぶりの食料・農業・農村基本法の見直しであろう。

同法は、戦後の高度経済成長下で課題認識された農業と他産業の生産性格差の是正と生活水準の均衡を目的に、1961年に制定された農業基本法を大きく見直し、農業のみならず食料・農村分野にまで対象を拡大したものである。①食料の安定供給の確保、②（農業による）多面的機能の発揮、③農業の持続的な発展と、その基盤あるいは対になるものとしての④農村の振興を基本理念として掲げている。農業振興のための産業政策と農村振興のための地域政策は相互に欠かせないとしたこの基本的な考え方については、2008年から国内人口が減少に転じ地方消滅の懸念が具体化するなかであって、今日的にみても全く異ならない。

しかしながら、同法制定から今日に至る内外環境の変化は、食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会において議論が重ねられているとおり、極めて大きい。

まず、足下38%と長期低迷するカロリーベース食料自給率を踏まえたうえで、世界的な食料需給をみると、世界人口の2050年・98億人に向けた大幅増などに伴い需要は増加。その一方で供給は、農業生産の環境負荷との調和コストがグロースアップされつつあるほか、気候変動によるブレに加え、パンデミックや戦争などによる世界的な分断（＝グローバル化の反転）により構造的に不安定化し、インフレが助長されているようにみえる。

次に、国内農業の生産基盤をみると、日本の人口が2050年・1億190万人まで減り国内食料マーケットの縮小が見込まれるとはいえ、基幹的農業従事者は2022年・123万人まで減少し、かつ、70歳以上が56.7%を占めるに至っている。また、農地面積は2021年・434.9万haと法制定以降50万ha以上縮小しており、人・農地ともに持続可能性がいよいよ懸念される状況にある。

わが国の相対的な経済力（＝購買力）の低下や、輸入の特定国集中依存も踏まえれば、まずはこうした基本的な環境認識を共有したうえで、早急かつ抜本的な国内生産の強化が不可欠と考えられる。財政的にはコロナ禍を経て一層厳しさを増していることから、コスト上昇については、適切な転嫁・分担に向けた消費者・納税者のよくよくの理解も必要となろう。

足下の物価上昇で多くの人々が食料安全保障にかかる問題意識を新たにした今こそが、国民的議論のチャンスである。生産者だけ・食料価格高騰時だけの一部・一時の問題に帰することなく、将来の日本農業のあるべき姿を想定した、広範な関係者による骨太な議論が期待される。当社としても、適時適切なフォローと意見発信に努めてまいりたい。

今月の本誌は、年始号として経済金融、および基本法の見直しを含めた農業情勢の動向と今年の課題を展望・考察した。各位の諸課題検討の一助となれば幸いである。

（株）農林中金総合研究所 専務執行役員 福田 仁・ふくだ ひとし